

平成26年度 市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ



- ◆申告期間:2月17日(月)～3月17日(月)
- ◆受付時間:午前9時～11時30分 午後1時～4時
- ◆受付場所:市役所2階ホール

混雑を避けるために指定日を設定しました。申告期間終盤になりますと大変混み合いますので、指定日での申告にご協力下さい。

<申告日程表>

受付日	指定区域	受付日	指定区域
2月17日(月)	野嵩1区、野嵩2区	3月4日(火)	宜野湾区
2月18日(火)	野嵩3区、普天間1区、普天間2区	3月5日(水)	愛知区
2月19日(水)	普天間3区、新城区	3月6日(木)	中原区
2月20日(木)	喜友名区、伊佐区	3月7日(金)	大謝名団地、上大謝名区、嘉数ハイツ
2月21日(金)	大山区	3月10日(月)	指定日に申告できなかった方
2月24日(月)	真志喜区、宇地泊区	3月11日(火)	
2月25日(火)	大謝名区	3月12日(水)	
2月26日(水)	嘉数区	3月13日(木)	
2月27日(木)	真栄原区	3月14日(金)	
2月28日(金)	我如古区	3月17日(月)	
3月3日(月)	長田区	※休日は閉庁ですが、3月9日(日)に限り申告受付を行います。	

問合せ: 税務課 市民税係 ☎893-4411 内線225~228

所得税の確定申告は沖縄商工会議所へ

次に該当する方については、沖縄商工会議所へのご案内となります。(申告期間:2月10日(月)～3月17日(月)まで)

- ◆所得税の納付・還付のある方 ◆税務署から申告案内ハガキ、または確定申告書が送付された方
- ◆譲渡所得(土地・建物・株の売却・土地収用など)のある方
- ◆青色申告、損失申告をされる方

所得税に関する問合せ: 沖縄税務署 ☎938-0031

事業者の方へ

消費税法改正等のお知らせ

税務署

消費税(地方消費税を含む。)の税率が
平成26年4月1日から8%^(※)になります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示義務の特例が
設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁

検索

問合せ: 沖縄税務署 ☎938-0031